

2015年2月20日

国立大学法人徳島大学 学長選考会議 御中

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 石田三千雄

「国立大学法人徳島大学学長規則の改正」(案) に対する意見

来年度は学長の任期満了を迎え、新学長の選考が行われる見込みです。学長選考会議の委員各位におかれましては、国立大学法人法にのっとった公正な学長選考規則の改定に向けて真摯に作業中のことと聞き及んでおります。組合としましては、下記の通り、いくつかの要望をいたします。それぞれの項目に簡潔に理由を示しておきますので、よろしくご検討ください。

1. 学長の任期については、現行通り、1期4年、2期目2年の合計6年とすること。

理由：最長6年間の在任期間の中途に評価することができる。

2. 学長の業績評価は毎年行うこと。

理由：学長の業績について不服がある場合には「解任手続き」といった最終手段を行使せざるをえない、というような制度は無理がある。学長が「暴走」しないよう、また学長が学内の情勢を的確に認識できるように、常日頃からチェックと助言の体制を整えることの方が有意義である。

3. 学長の業績評価は、学内教職員も参加できる制度とすること。

理由：大学の発展のためには、学長だけでなく、すべての教職員が主体的・積極的に大学の業務に関わろうとする高いモチベーションを持つことが必要不可欠である。そのためには、学長評価に参画できる制度設計を行い、学内行政への参加意識を向上させることが望ましい。

4. 学長だけでなく副学長・理事についても毎年の業績評価を行うこと。

理由：大学の運営には学長だけでなく副学長・理事の寄与も重要であり、その業績を適切に評価することが必要である。

5. 副学長・理事の業績評価についても教職員が参加できる制度とすること。

理由：3. と同様。

6. 学内意向投票の選挙権を「全教職員」に拡大すること。

理由：3. と同様。付言すると、学内意向投票の結果は「参考」であるので、有権者が増えることで「ポピュリズム」に陥るといったマイナス要因は排除することが可能である。